

**令和6年度 第1回
箕面市個人情報保護制度運営審議会次第**

日時：令和7年3月17日（月）午後2時

場所：箕面市役所本館2階特別会議室

日程第1 会長選任の件について

日程第2 会長職務代理者指名の件

日程第3 諮問事項について

地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に伴う特定個人情報保護評価の再実施について

【総務部システム管理室】

日程第4 報告事項について

1. 改正法施行からの本市の運用について
2. 個人情報保護委員会立入検査実施と指摘事項に係る本市の対応

【総務部総務室】

R06 箕総シ第 000534 号
令和 7 年(2025 年)2 月 21 日

総務部長 様

総務部長

箕面市個人情報保護制度運営審議会への諮問について（依頼）

標記のことについて、箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例第 5 条第 3 項の規定に基づき、個人情報保護制度の運営に関し、下記事項に対する箕面市個人情報保護制度運営審議会の意見を聞く必要がありますので、諮問いただきますよう依頼いたします。

記

1. 業務の名称

地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に伴う特定個人情報保護評価の再実施について

2. 業務所管課

総務部システム管理室

3. 業務の目的

令和 7 年度「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化」（予定）に伴い、住民情報システムの運用については、現行の外部データセンターにサーバーを構築したプライベートクラウド運用から、国が調達し、整備したガバメントクラウドでの運用となるため、現在作成・公表している特定個人情報保護評価のリスク対策等が変更となることを受け、評価書の再実施を行うもの。

4. 再実施を行う評価書名（括弧内は評価書番号）

- （1）住民基本台帳に関する事務 重点項目評価書
- （2）個人住民税に関する事務 重点項目評価書
- （5）市税の収納に関する事務 重点項目評価書
- （1 1）予防接種に関する事務 重点項目評価書
- （1 3）健康増進に関する事務 重点項目評価書
- （1 4）地方税の徴収及び滞納管理に関する事務 重点項目評価書

5. 保有するデータの安全管理措置
別紙のとおり

6. 実施時期
令和 7 年 4 月

以上

地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化

1. 経緯・目標

➤ 経緯

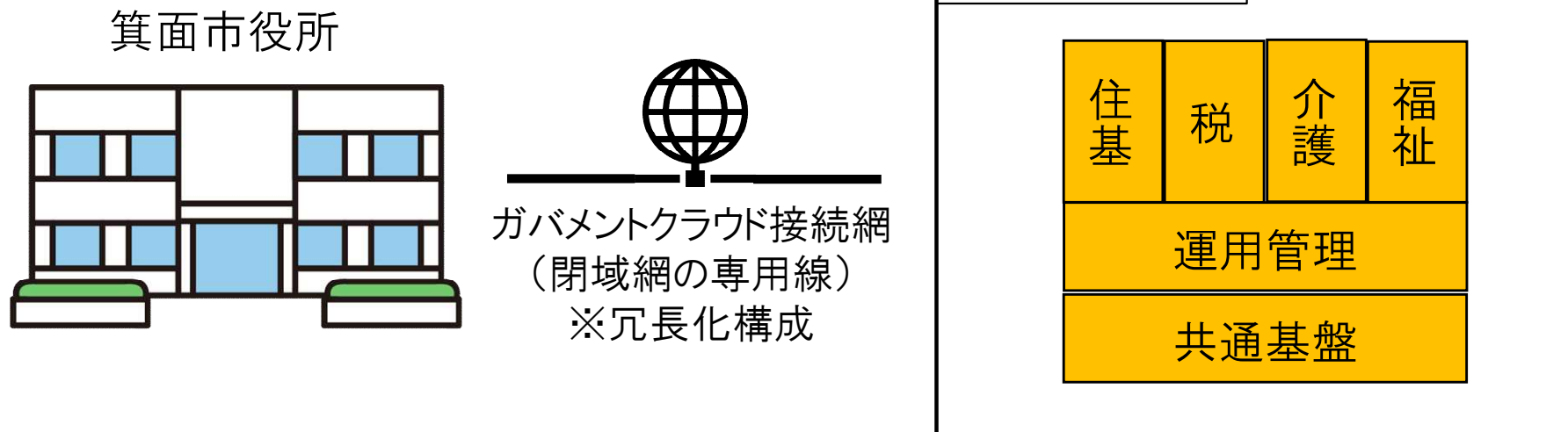
国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)第5条第1項に基づき、地方公共団体情報システムの標準化の推進を図るための基本的な方針として、地方公共団体情報システム標準化基本方針を策定した。

➤ 目標

- (1) 標準化基準の策定による地方公共団体におけるデジタル基盤の整備
- (2) 競争環境の確保
- (3) システムの所有から利用へ(ガバメントクラウドの利用)
- (4) 迅速で柔軟なシステムの構築
- (5) 標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行

2. システムの所有から利用へ

◆ガバメントクラウドの概要について



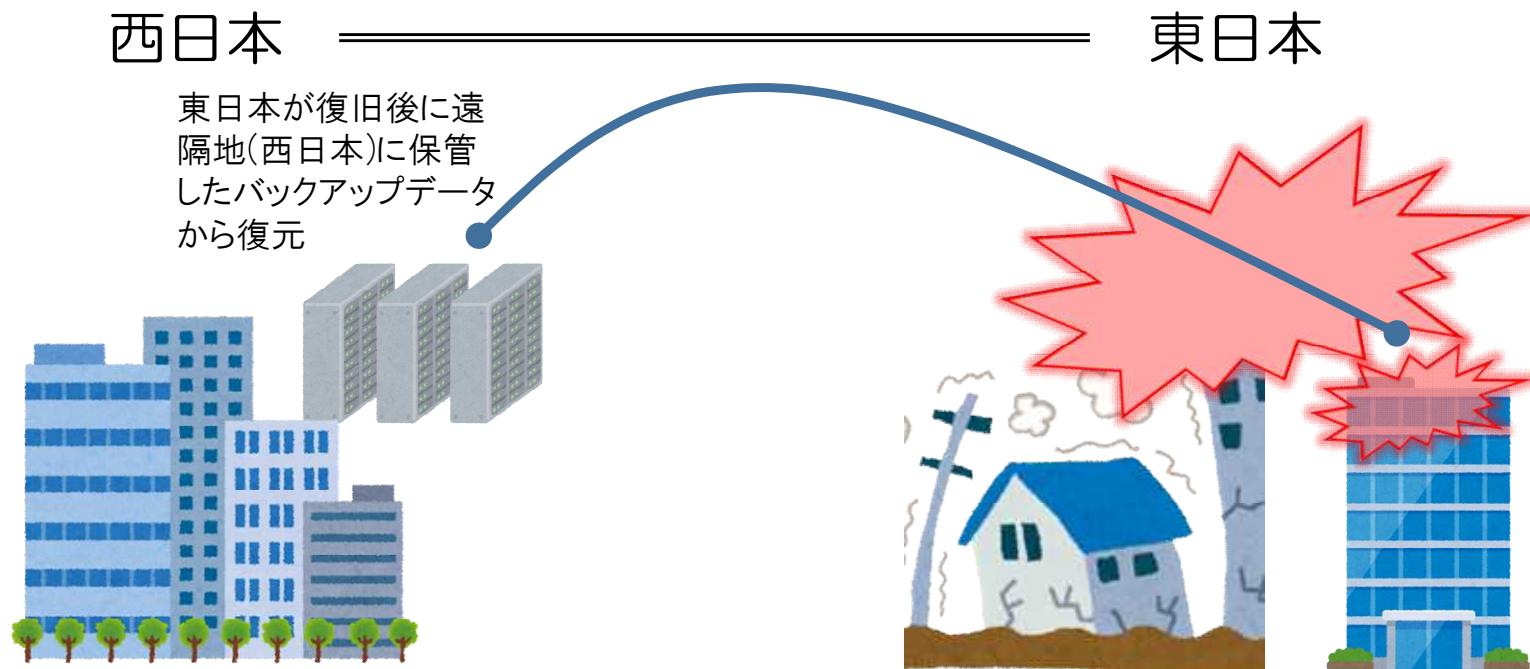
- ガバメントクラウドはデジタル庁が、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)のクラウドサービスリストに登録されたクラウドサービスからデジタル庁が別途定める要件を満たすクラウドサービス等を提供するクラウドサービス事業者(以下「CSP」という。)と契約を締結します。
- デジタル庁は、CSPからクラウドサービス等の提供を受け、当該クラウドサービス等を利用する環境を、地方公共団体に対し提供します。
- 地方公共団体がガバメントクラウドを利用することで、共同利用によるコスト削減、情報システムの迅速な構築・柔軟な拡張、セキュリティ対策・運用監視などのメリットを享受しやすくなるとされています。

3. ガバメントクラウドのBCP対策

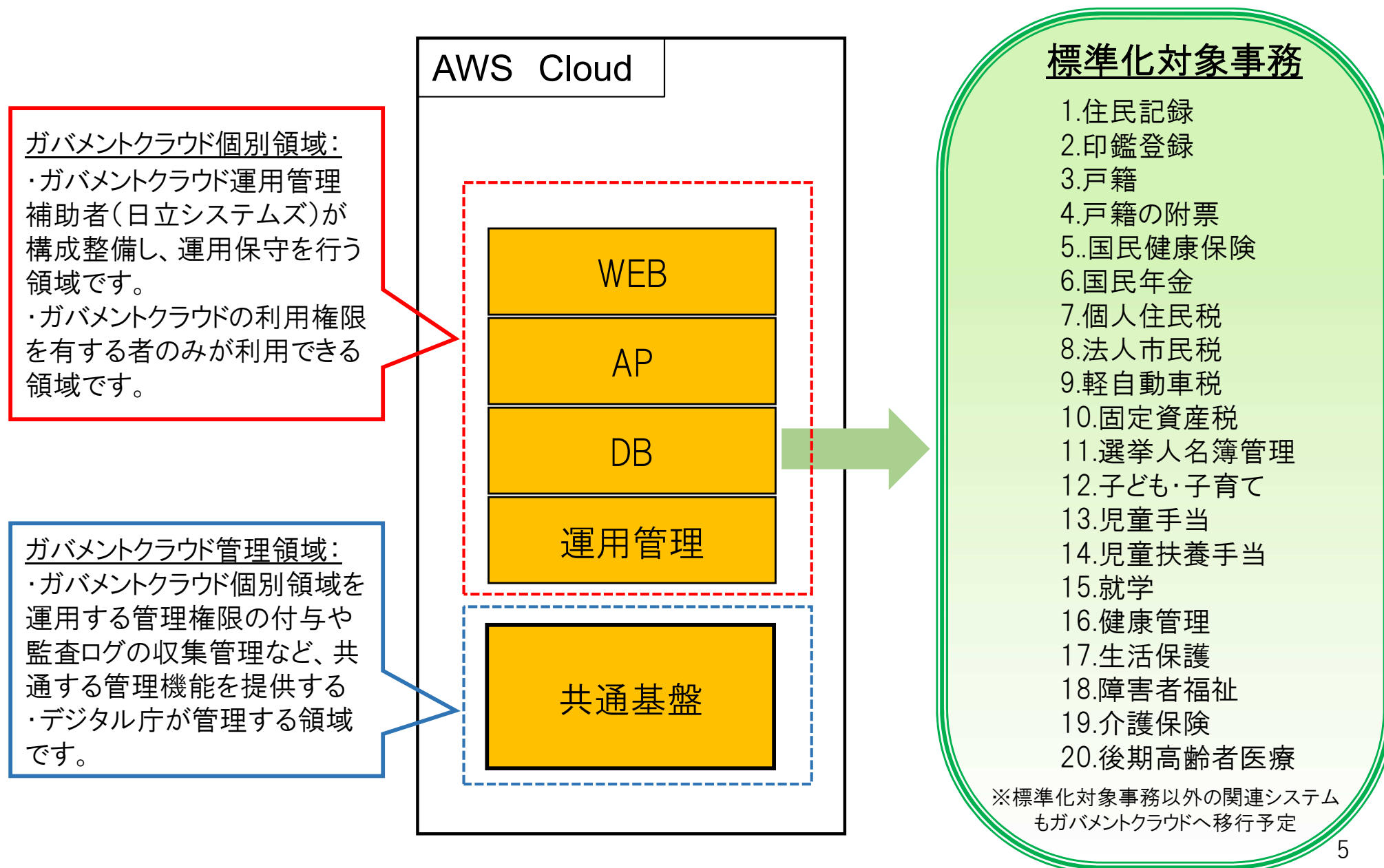
- ガバメントクラウドでは障害、大規模災害を含めて非常に耐障害性が高い環境が考慮された環境となっています。

- ガバメントクラウドの耐障害性を考慮した構成

AWSにおいては、平時は東京リージョンで運用し、大阪リージョンにはバックアップを取得している



4. ガバメントクラウドのシステム構成



重点項目評価書の変更箇所

	項目	変更前の記載	変更後の記載
1	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	＜住民情報システムが設置されたデータセンターにおける措置＞ 住民情報システムのサーバは、災害等の脅威(地震・火災・水害)や人的脅威(盗難・改ざん・破壊等)システム脅威(不正アクセス、コンピュータウイルス等)から保護された外部データセンターに設置・保管している。	★地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に伴うデータ移行について、並行稼働が発生するため、以下のとおり措置を講じる★ 【令和7年12月まで】 ＜住民情報システムが設置されたデータセンターにおける措置＞ 住民情報システムのサーバは、災害等の脅威(地震・火災・水害)や人的脅威(盗難・改ざん・破壊等)システム脅威(不正アクセス、コンピュータウイルス等)から保護された外部データセンターに設置・保管している。 【令和7年4月以降】 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ (保管場所) ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAP(「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度」をいう。以下同じ)のリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 (消去方法) ①特定個人情報の消去は本市からの操作によって実施される。本市の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしがたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、本市が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
2	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	◆物理的対策 ＜住民情報システムが設置されたデータセンターにおける措置＞ ①住民情報システムのサーバは、災害等の脅威(地震・火災・水害)や人的脅威(盗難・改ざん・破壊等)システム脅威(不正アクセスコンピュータウイルス等)から保護された外部データセンターに設置・保管されている。 ②データセンターのサーバが設置されている区画への入退室は、ICカード及び生体認証により制御し、入退室者をカメラで常時監視し管理している。	★地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に伴うデータ移行について、並行稼働が発生するため、以下のとおり措置を講じる★ 【令和7年12月まで】 ◆物理的対策 ＜住民情報システムが設置されたデータセンターにおける措置＞ ①住民情報システムのサーバは、災害等の脅威(地震・火災・水害)や人的脅威(盗難・改ざん・破壊等)システム脅威(不正アクセスコンピュータウイルス等)から保護された外部データセンターに設置・保管している。 ②データセンターのサーバが設置されている区画への入退室は、ICカード及び生体認証により制御し、入退室者をカメラで常時監視し管理している。 【令和7年4月以降】 ◆物理的対策 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ◆技術的対策 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②本市が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第2.1版】」(令和6年7月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。))又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤本市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦本市やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧本市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

重点項目評価書の変更箇所

	項目	変更前の記載	変更後の記載
3	Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策	(ガバメントクラウドにおける措置の記載なし)	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ (監査における具体的な内容) ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 (その他のリスク対策) ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する本市及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。 また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、本市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、本市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

【日程第4 案件1】

大阪府
箕面市
Minoh City

改正個人情報保護法施行後の 本市の運用状況について(報告)

総務部 総務室

箕面市内のまちなみ

1

目 次

1. 規定の整備について

2. 制度の運用状況について

- (1) 目的外利用について
- (2) 保有個人情報の開示請求について
- (3) 個人情報ファイル簿について

3. 研修・監査について

- (1) 研修の実施状況について
- (2) 監査の実施状況について

1. 規定の整備について

1. 規定の整備について

(1) 箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱の制定

- 法(※)66条の規定に基づき、保有個人情報の安全管理のための措置を定めました。
※併せて番号法第12条の規定に基づく個人番号の適切な管理のための措置も定めています。
- 「第三者への委託」といった重要な内容は特記仕様書や逐条解説を作成するなどして、庁内の運用理解の促進に努めました。

－保護管理要綱の目次－

第1章	総則
第2章	管理体制
第3章	教育研修
第4章	職員の責務
第5章	保有個人情報等の取扱い
第6章	情報システムにおける安全の確保等
第7章	情報システム室等の安全管理
第8章	保有個人情報等の提供及び業務の委託等
第9章	安全管理上の問題への対応
第10章	監査及び点検の実施
第11章	補則

(※)法:個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を指します。

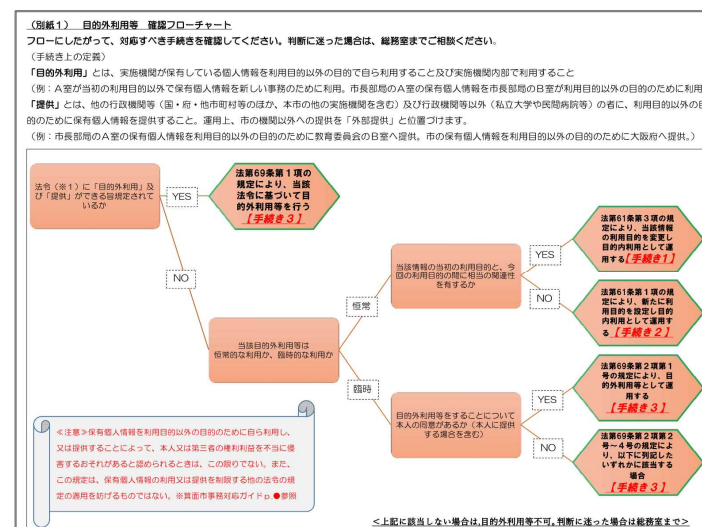
1. 規定の整備について

(2) 箕面市版事務対応ガイドの作成

- 国の発行する法事務対応ガイドに沿いつつ、箕面市における実務に即した内容で「箕面市版事務対応ガイド」を作成し、庁内の運用理解の促進に努めました。

(3) 個人情報の目的外利用における実務マニュアル

- 法施行に伴い、審議会諮問が不要となった「個人情報の目的外利用」について、利用(あるいは提供)の際の実務マニュアルを作成し、手続きとして明確化しました。
- 法に定める要件を満たしているか確認するため、決裁手続を義務づけ、法所管室の総務室が合議の中で確認しています。



2. 制度の運用状況について

(1) 目的外利用について

(2) 個人情報ファイル簿について

(3) 保有個人情報の開示請求について

2. 制度の運用状況について

(1) 目的外利用について

○法第69条と個人情報の目的外利用における実務マニュアルに基づき運用しました。

根拠法令		令和5年度	令和6年度※1月31日時点
法第69条	第1項（法令）	33件	5件
		例) 災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿・要安否確認者名簿の作成 刑事訴訟法第197条第2項に基づく警察への捜査協力	
	第2項第1号 （本人同意）	15件	1件
		例) 特別児童扶養手当申請にかかる身体障害者手帳情報の取得 高額障害福祉サービス給付費の支給決定にかかる介護保険サービス利用負担額の取得	
	第2項第2・3号 （相当の理由）	13件	7件
		例) オレンジゆずるバス運賃割引証(70歳以上の方)の発送にかかる住民情報の利用 独居や自殺企図等があるかたへの安否確認	
	第2項第4号 （特別の理由）	0件	0件

2. 制度の運用状況について

(2) 個人情報ファイル簿について

- 法第75条に基づく個人情報ファイル簿について、作成・公表を行いました。
- 法の要件に満たない個人情報ファイル簿についても、市独自に策定した「法定外個人情報ファイル簿事務処理要領」に基づくファイル簿として、作成しました。
(求められた場合に閲覧対応)

	令和5年度	令和6年度
法定 個人情報ファイル簿	176件	177件
法定外 個人情報ファイル簿	342件	361件



2. 制度の運用状況について

(3) 保有個人情報の開示請求について

○法第76条に基づく保有個人情報の開示請求について下記の通り運用しました。

○令和6年2月より、マイナンバーカード(デジタル身分証アプリxID(クロスアイディー)による個人認証機能付き)を保有する本人からの請求に限り、オンラインによる請求を開始し、利便性の向上を図りました。

	請求 件数	決定件数								審査 請求
		全部開示	部分開示	非開示	不存在	存否応答 拒否	却下	訂正	利用停止	
令和6年度	75	46	13	0	5	0	0	0	0	2
令和5年度	81	63	16	0	3	0	0	0	0	0
令和4年度	137	112	24	0	7	0	0	0	0	1
令和3年度	157	119	35	0	8	2	0	0	0	1
令和2年度	125	94	29	0	2	0	0	0	0	0

※1件の請求に対し複数決定する場合があります。※令和6年度の数値は令和7年1月31日時点での暫定値(速報値)です。

3. 研修・監査について

(1) 研修の実施状況について

(2) 監査の実施状況について

3. 研修・監査について

(1) 研修の実施状況について

○法第66条に基づき、研修を実施しました。

○研修の内容については下記のとおり。

- ①対象者・・・全課室の保護管理者(室長・出先機関の長)及び保護担当者(室長補佐)
- ②方法・・・地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が実施するWEB動画研修「個人情報取扱担当者のための個人情報保護セミナー」を受講。
- ③内容・・・対象者が受講後、所属職員に対し、保有個人情報を適切に管理させるために、研修資料を共有し理解を深める等のフィードバックを行い、受講者およびフィードバックの実施について総務室へ報告。

3. 研修・監査について

(2) 監査の実施状況について

- 法第66条及び市要綱(※)第48条・第49条に基づき、監査を実施しました。
監査の実施にあたっては、監査計画を定めました。

(※)市要綱：箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱

○監査の実施手順

- ①自己点検・・・全室(議会と市立病院を除く)を対象に自己点検を実施。
- ②監査・・・総務部、子ども未来創造局(子育て担当)を対象に書面監査を実施。
- ③実地監査・・・総務部の総務室(給付金G)、市民安全政策室(※)に、
子ども未来創造局(子育て担当)の子育て支援室に対し、
対面ヒアリングの上、現場監査を実施。(※)市民安全政策室は3月19日に実施予定

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

(個人番号利用事務実施者等の責務)

第十二条 個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者(以下「個人番号利用事務等実施者」という。)は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

個人情報保護に関する法律

(安全管理措置)

第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 略

(利用及び提供の制限)

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3～4 略

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第七十五条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿(以下この章において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

2～5 略

(開示請求権)

第七十六条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 略

個人情報保護委員会立ち入り検査実施と指摘事項に係る本市の対応（報告）

1. 検査の位置づけ

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第35条第1項

- 個人情報の保護に関する法律第156条

●番号法

（報告及び立入検査）

第三十五条 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、特定個人情報を取り扱う者その他の関係者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該特定個人情報を取り扱う者その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、特定個人情報の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

●個人情報保護法

（資料の提出の要求及び実地調査）

百五十六条 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等（会計検査院長を除く。以下この款において同じ。）に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求め、又はその職員に実地調査をさせることができる。

2. 実地検査等対象課等

区分	対象室	対象事務
個情法 番号法	市民部 戸籍住民異動室／窓口課	住民基本台帳に関する事務
個情法	市民部 国民健康保険室	国民健康保険に関する事務

※併せて、法を始めとする各種規程の運用全般について(総務室所管)、またシステム関係について(システム管理室所管)、検査を受けました。

3. 検査目的

- 検査等対象課において、（特定）個人情報等が適切に取り扱われているかについて、確認。

フォローアップ管理表（締め切り日順）

第1 個人情報保護法

項番			PPCからの指摘事項	対応内容	区分
1 教育研修	1	総	保有個人情報の取扱いに従事する職員に対する研修並びに保護管理者及び保護担当者に対する研修について、受講状況の確認をしていなかった。	保護管理者・保護担当者を対象にJ-LIS主催の個人情報保護研修を行い、その内容を、各室職員にフィードバックを行うこととする。(令和5年度同様) 加えて、受講状況(研修受講結果及びフィードバック状況)を報告させることとする。※3/17時点集約中	済み
	2	シ	保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対する研修について、一部の職員が受講していなかった	令和7年3月までに同様の研修を受講させる。 ※3/17時点集約中	済み
2 監査・点検	1	総	保有個人情報の管理の状況に関する監査を実施していなかった。	令和6年9月に監査計画を策定。監査計画に沿って、10月上旬に自己点検及び書面監査を実施、令和7年2月に実地監査を実施済み。	済み
	2	総	各課室における保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、点検を実施していなかったの確認をしていなかった。	自己点検については、上記監査と同時に実施。	済み
3 委託	1	窓・シ・国	窓口課、システム管理室及び国民健康保険室において、委託契約書に明記すべき事項の一部を明記していなかった。	国:9/30付け締結済み 窓:7/10付け締結済み シ:次期契約時期である令和7年1月予定	済み
	2	シ	システム管理室において、保有個人情報の委託先における作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、実地検査による確認が行われていなかった。	令和6年度より、年に1度は実施するよう調整する。(令和6年度は12月頃に実施予定)なお、調整にあたっては、毎月の定例会議を年に一度は、現地(委託者事務所)で実施し、そのタイミングで現地を確認する等、年間の業務フローの中に組み込むことで、遺漏がないよう工夫する。	済み
4 漏えい等の防止		シ	住民情報システムのサーバOSについて、セキュリティパッチ等の適用を行っていなかった。	住民情報システム(住民記録システム、国民健康保険システム含む)は閉域ネットワークであり、USBメモリ等の外部記録媒体を接続できないようにデバイス制御等もしているため、適用がなくても致命的な問題はないと認識している。今後、情報システムの標準化・共通化に伴い、構築環境や運用を見直す中で、適用頻度や適用方法、影響範囲等を考慮した上で適用について検討する。	済み
5 電媒の利用		戸・国	戸籍住民異動室及び国民健康保険室において、保有個人情報を含むデータを取り扱う外部電磁的記録媒体の取扱いの記録がなかった。	戸・国:両室とも、外部電磁的記録媒体(USBメモリ)の利用許可・廃棄記録簿を作成し運用する。	済み
6 アカウント管理		シ・国	国民健康保険室において、長期休職者2名の住民情報システムのユーザIDを停止又は削除していなかった。	システム管理室より、令和6年6月付利用者の管理を徹底するように通知を行い、国民健康保険室は当該通知に従って、長期休職者にかかる住民情報システムのユーザIDの停止申請済み。	済み
7 サーバーの管理		戸・シ	サーバ室において、住民基本台帳ネットワークシステムのサーバラックが施錠されていなかった。	令和6年10月施錠完了	済み
8 ログ分析		総・シ	住民記録システム及び国民健康保険システムについて、定期的にログの分析を行っていなかった。	令和6年10月に運用を制定。同月より分析開始。	済み

フォローアップ管理表（締め切り日順）

第2 番号法

項番			PPCからの指摘事項	対応内容	区分
1 整備程 の		総	「箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱」について、適切に見直しを行っていなかった。	令和6年6月に改正済み	済み
2 組織 体制 の		総	窓口課において、職員1名を事務取扱担当者に指定していなかった。	令和6年7月に対応済み。	済み
3 教育 研修	1	総	事務取扱担当者に対する研修、特定個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対する研修及び保護責任者に対する研修について、受講状況の確認をしていなかった。	受講状況については、受講者全員に報告をさせ、未受講者についても、報告書を提出させる運用である。また、保護責任者用研修も併せて実施する。※3/17時点集約中	済み
	2	総	保護責任者に対する研修について、課室等における特定個人情報等の適切な管理に関する事項が含まれておらず、研修内容が不十分であった。		済み
	3	総	サイバーセキュリティ研修について、研修計画を策定しておらず、受講状況を確認していなかった。	令和6年6月に策定済み	済み
4 委託	1	シ	システム管理室において、委託契約書に明記すべき事項の一部を明記していなかった。	次期契約（令和7年1月～）において対応予定。	済み
	2	シ	システム管理室において、特定個人情報等の委託先における取扱いについて、報告を受けておらず、また実地検査等により把握していなかった。	令和6年度より、年に1度は実施するよう調整する。（令和6年度は12月頃に実施予定）なお、調整にあたっては、毎月の定例会議を年に一度は、現地（委託者事務所）で実施し、そのタイミングで現地を確認する等、年間の業務フローの中に組み込むことで、遺漏がないよう工夫する。	済み
5 漏えい 等の 防止		シ	住民情報システムのサーバOSについて、セキュリティパッチ等の適用を行っていなかった。	住民情報システム（住民記録システム、国民健康保険システム含む）は閉域ネットワークであり、USBメモリ等の外部記録媒体を接続できないようにデバイス制御等もしているため、適用がなくても致命的な問題はないと認識している。今後、情報システムの標準化・共通化に伴い、構築環境や運用を見直す中で、適用頻度や適用方法、影響範囲等を考慮した上で適用について検討する	済み
6 サーバー 管理 及び 端末		戸・シ	サーバ室において、住民基本台帳ネットワークシステムのサーバラックが施錠されていなかった。	令和6年10月施錠完了	済み
7 ログ 分析	1	シ・総	住民記録システムについて、定期的にログの分析を行っていなかった。	令和6年10月運用策定、分析開始	済み
	2	シ	中間サーバ操作端末のログの分析等を行っていなかった。	令和6年12月実施予定	済み
	3	シ	団体内統合宛名システムについて、情報照会ログの分析を行っていなかった。	令和6年12月実施予定	済み